徳島県告示第５６９号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第８条第１項の規定により意見を聴取したので、同条第３項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和８年11月13日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス徳島大原店

徳島市大原町内開55番２ほか

２　法第８条第１項の意見の対象となった届出に係る告示

令和８年徳島県告示第３２９号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

３　法第８条第１項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

⑴　駐車需要の充足等交通に係る事項

必要台数を十分確保し、周辺交通の妨げにならないよう対策を講じること。

大規模地震発生に伴う津波が到達した際、従業員及び来店客が津波避難ビル等の緊急避難場所へ移動するための動線を確保すること。

駐車の用に供する部分は、駐車場法（昭和32年法律第１０６号）等の基準によること。

出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講じること。

⑵　歩行者の通行の利便の確保等

全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

歩行者の安全を確保し、周辺市道に損傷が生じないよう対策を講じること。

⑶　廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物は、可燃ごみ又は資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。

古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

⑷　防災・防犯対策への協力

３メートル以上の階がある場合、大規模地震発生時における津波避難場所の提供等、地域防災力の向上について協力願いたい。

⑸　騒音の発生に係る事項

施設の運営時における騒音発生の低減に努めること。

周辺住民との間に騒音問題が生じた場合は誠実に対応すること。

⑹　廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別すること。

分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

⑺　街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠、形態、色彩等は避けること。

４　意見の縦覧場所及び期間

⑴　縦覧の場所　徳島県経済産業部産業成長推進課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

⑵　縦覧の期間　令和８年11月13日から同年12月13日まで